ビジサポ

日新火災

TOKIO MARINE GROUP

サイバー・情報漏えい保険

サイバー・情報漏えい事故補償特約付 統合賠償責任保険

事業活動におけるサイバー攻撃リスク、情報漏えいリスクを補償します。

2026年1月改定

Point 1
メールの誤送信や委託先での不正流出など突然の情報漏えいリスクに対応

Point 2
サイバー攻撃のリスクについても原因調査から再発防止までトータルで補償

Point 3
個人情報保護法における通知義務に関する費用も補償

事業活動における日々のサイバー・情報漏えいリスクに備える サイバー・情報漏えい保険

サイバー攻撃および情報漏えいに起因して被保険者が法律上の損害賠償責任や各種費用を負担することによって被る損害を補償します。

被保険者が被る法律上の損害賠償責任

情報漏えい	個人情報や法人情報の漏えいまたはそのおそれについて負担する賠償責任
ＩＴ業務等	ITユーザー行為(注1)またはIT業務(注2)に起因する他人の事業の休止または阻害、他人のデータまたはプログラムの消失等を発生させたことについて負担する賠償責任 (注1)コンピュータシステムの所有、使用または管理、コンピュータシステム上のプログラムまたはデータの提供をいいます。 (注2)ソフトウェア開発、情報処理サービス業務等をいいます。
サイバー対人対物事故	被保険者の日本国内における業務(仕事)の遂行に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するものについて負担する賠償責任 ⚠

各種費用

セキュリティトラブル対応費用	情報漏えい ＩＴ業務等 サイバー対人対物事故 が発生した場合や、情報漏えい ＩＴ業務等 を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃が生じた場合に対応するための、原因調査費用、再発防止のためのセキュリティ強化費用、データ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元、修復、再製作や再取得にかかる費用等
サイバー攻撃のおそれ費用	サイバー攻撃のおそれが発見された場合に、調査等を依頼する費用 (注)調査の結果、サイバー攻撃が生じていなかった場合は、コンピュータシステムのセキュリティ運用会社や公的機関からの通報によりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限り補償します。

❗各種費用については、セキュリティトラブルを発見した時からその翌日以降**180日**が経過するまでに生じたものが対象となります。

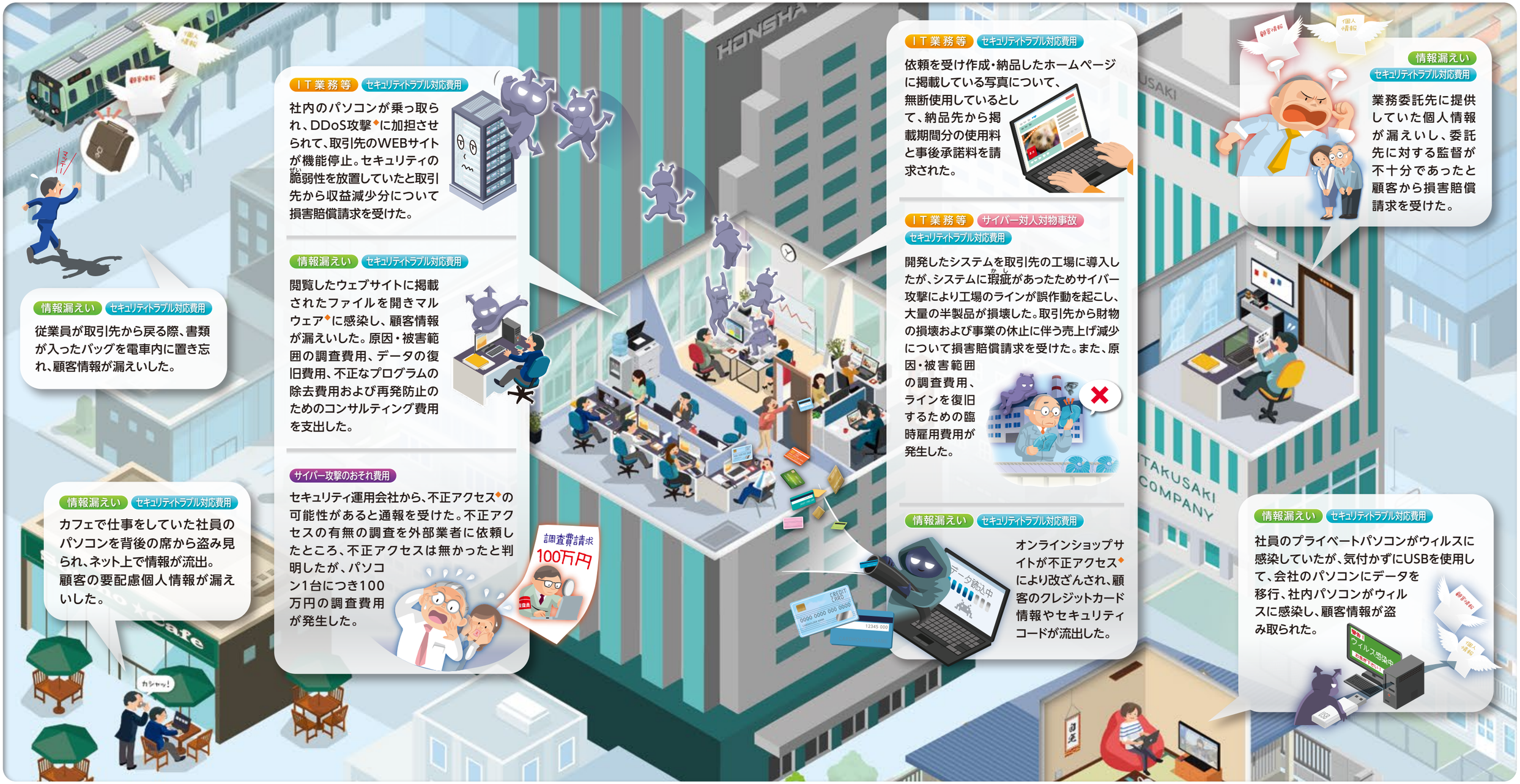

⚠ **サイバー攻撃に起因しない対人対物事故の補償を必要とされる場合は、I施設業務特約をセットしてください。**

◆マルウェアとは
ウィルス、ワーム、スパイウェアなどの「悪意のこもった」ソフトウェアのことです。遠隔地のコンピュータに侵入したり攻撃したりするソフトウェアや、ウィルスのようにコンピュータに侵入して他のコンピュータへの感染活動や破壊活動を行ったり、情報を外部に漏えいさせたりする有害なソフトウェアを指します。メールでの攻撃、ウェブサイトでの攻撃を受けることによりマルウェアに感染します。

◆不正アクセスとは
本来アクセス権限を持たない者がサーバーや情報システム内部へ侵入することです。インターネットは世界中とつながっているため、世界中のどこからでも行われる可能性があり、不正アクセスへの対策は必須です。不正アクセスの結果として、サーバーや情報システムの停止・重要な情報の漏えいなど、企業・組織の業務のみならずブランドイメージにもダメージを与えます。

◆DDoS攻撃とは (distributed denial of service attack)
複数のコンピュータから標的のサーバーやコンピュータシステムに意図的に大量のアクセスを集中させることで負荷を与え、サービスを妨害するサイバー攻撃の一種です。

サイバー攻撃のリスクは、発見前から始まっています!

〈サイバー・情報漏えい保険〉の 特長

特長1
情報漏えい等の事故が実際に発覚する前の、調査段階から費用を補償します!

＊サイバー攻撃のおそれが発見された場合に調査等を依頼する費用について、調査の結果、サイバー攻撃が生じていなかった場合は、コンピュータシステムのセキュリティ運用会社や公的機関からの通報によりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限り補償します。

日々進化するサイバー攻撃に対して、迅速な初動対応が可能となり、ウィルス感染等による取引先の営業妨害や、個人情報の漏えい等の事故や被害の拡大を防止できます!

特長2
万が一、情報漏えいや取引先への営業妨害が発生した場合でも、原因調査→訴訟対応→損害賠償→再発防止の費用まで、トータルで補償します!

万全なセキュリティ対策でも、日々進化するサイバーリスクをゼロにすることはできません。セキュリティ対策と保険をセットで備えておくことをおすすめします。

特長3
個人情報保護法における通知義務に関する費用も補償します!

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合の、被害者へ被害の発生状況を通知するために必要な費用や弁護士費用、コンサルティング費用を補償します。

サイバー・情報漏えい保険の概要

例

セキュリティ監視サービスにより、サイバー攻撃のおそれを検知したため、外部業者に調査を依頼。サイバー攻撃があったことが判明し、顧客情報2,000件が流出していたため、インターネット上で当該事実を公表した。

ご注意

上記の事例の場合に保険金をお支払いできる補償概要を掲載しています。ケースによりお支払いする金額等は変わりますので、詳しくはP5～P6をご参照いただくか、取扱代理店または当社へお問い合わせください。

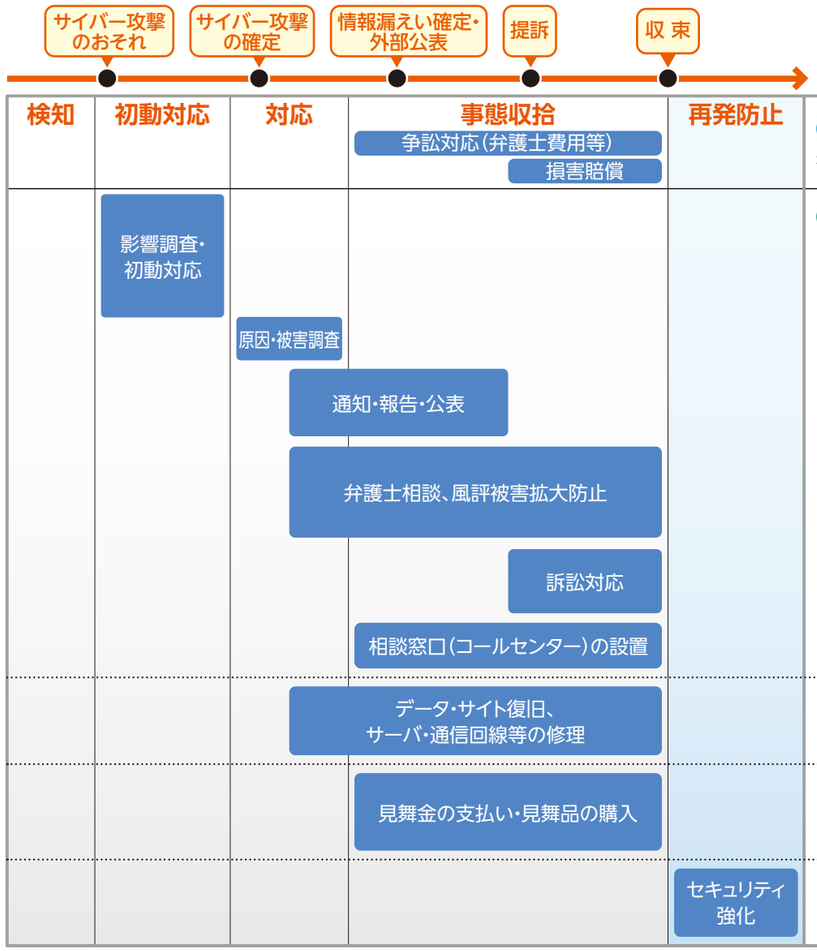

(注1)損害賠償責任に関する補償と各種費用に関する補償の合計で、損害賠償責任に関する補償の支払限度額を上限とします。
(注2)各種費用については、当社の同意を得て支出したものに限ります。
(注3)損害賠償責任に関する補償の支払限度額が5千万円の場合は、各種費用の合計の支払限度額も5千万円となります。

	支払限度額(注1)(1請求・保険期間中)
損害賠償責任に関する補償 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。	**5千万円・1億円・3億円から選択**

各種費用に関する補償(注2)

	支払限度額(注1)(1請求・保険期間中)
●**サイバー攻撃対応費用** サイバー攻撃の有無の確認費用、サイバー攻撃確定後のコンピュータシステムの遮断費用を補償します。 ●**原因・被害範囲調査費用** 事故の原因・被害範囲の調査費用等を補償します。 ●**通知書または詫び状の費用** 個人情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合の被害者に対する通知書や詫び状の作成のための費用を補償します。 ●**相談費用** 弁護士費用、コンサルティング費用を補償します。 ●**風評被害拡大防止費用** インターネット上での投稿による風評被害トラブルの拡大を防止するための費用を補償します。 ●**訴訟対応費用** 損害賠償請求訴訟に対応するために必要な費用(意見書・鑑定書の作成費用等)を補償します。 ●**その他事故対応費用** 上記のほか、事態の収拾にかかる費用を補償します。	**1億円** **ご注意** 各種費用については、セキュリティトラブルを発見した時からその翌日以降**180日**が経過するまでに生じたものが対象となります。
●**データ・ウェブサイト復旧費用、サーバ・通信回線修理費用** 消失したデータ、ソフトウェア、プログラムまたはウェブサイトの復旧費用およびサーバまたは通信回線等が損傷(停止含む)したときの修理費用を補償します。	**1,000万円**
●**見舞金支払い・見舞品購入費用** 被害者への謝罪のために支出する費用を補償します。	**3,000万円** 被害者が個人の場合:**1,000円**(1名) 被害者が法人の場合:**10万円**(1法人)
●**再発防止費用** 事故の再発防止に係る費用を補償します。 (外部機関による認証取得のための費用を含む。)	**1,000万円** (縮小支払割合90%)

各種費用の合計で1億円(注3)

サイバー緊急連絡先

サイバー攻撃やそのおそれがあったときの、被害範囲の確認や原因調査等の専門事業者の相談窓口をご紹介します。

サイバーリスクに関するトラブルが起きたときは、下記の相談窓口より専門事業者に無料でご相談いただくことができます。

株式会社ラック「サイバー119®」
0120-362-119
119@lac.co.jp
24時間・365日
https://www.lac.co.jp/

株式会社サイバーディフェンス研究所
03-5843-9017
10:00～18:00(平日のみ)
https://www.cyberdefense.jp/

日本サイバーディフェンス株式会社
050-1807-6251
24時間・365日
https://nihoncyberdefence.co.jp/

- 専門事業者により、一部サービスをご提供できない場合があります。
- この相談窓口は各専門事業者が提供するサービスであり、保険契約に基づくサービスではありません。また、相談内容およびその結果について、当社は責任を負いかねます。
- ご相談は無料ですが、専門事業者との間で発生したサービス委託料・利用料等は、お客さまのご負担となります。なお、保険が適用されない場合でもサービスは利用可能です(費用はお客さまのご負担となります。)。

※サービスの内容については、専門事業者のホームページ(左記の二次元コード)をご確認ください。
※不正プログラムや不正アクセスによるサイバー犯罪被害を認知した際は、速やかに警察へ通報してください。

◆ 保険の概要

このパンフレットではサイバー・情報漏えい事故補償特約の補償内容のみを記載しています。施設業務特約の補償内容についてはビジサポパンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または当社へお問い合わせください。

＊以下は施設業務特約をセットせず、サイバー情報漏えい事故補償特約のみをご契約いただく場合の補償内容を記載しています。

保険期間

保険期間は1年間です。

被保険者

この保険契約で補償の対象となる方は以下のとおりです。

①記名被保険者　②記名被保険者の使用人　③記名被保険者が法人である場合は、その執行機関（理事、取締役その他の法人の業務を執行する機関）
④記名被保険者が法人以外の社団その他の事業者または任意団体である場合は、その構成員　⑤記名被保険者が自然人である場合は、その配偶者および同居の親族

ご注意　②～⑤については、記名被保険者が行う業務に関する場合に限ります。

お支払いする保険金の種類と概要

法律上の損害賠償責任を負担することによる損害賠償金や、以下の費用を保険金としてお支払いします。

お支払いする保険金	概　要	支払限度額
①法律上の損害賠償金	情報漏えいが発生した場合の慰謝料等の損害賠償金、ＩＴ業務による他人の休業補償等の損害賠償金(注)	支払限度額を限度として保険金をお支払いします。
②争訟費用	損害賠償責任に関する争訟について当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停等に要した費用で⑤セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用にあたらないもの	支払限度額に関係なく、これらの合計額をお支払いします。
③損害防止軽減費用、緊急措置費用	被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大防止のために当社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用	
④保険会社への協力費用	当社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合に、被保険者が当社の求めに応じ、協力するために支出した費用	
⑤セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用	被保険者がセキュリティトラブルに対応するための費用（「保険金について」の右表のお支払いする費用をご確認ください）または訴訟対応費用（損害賠償請求訴訟に対応するために必要な費用）	「保険金について」に記載の支払限度額を限度として保険金をお支払いします。

（注）損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額、過失割合等によって決定されます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。当社の同意を得ず示談金や賠償金の額について承認したりお支払いになったりした場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険金について

サイバー・情報漏えい事故補償特約

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合（損害賠償請求ベース）(注1)

次の(1)～(3)の事故に起因する損害賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害および右表の「お支払いする費用」に対して保険金をお支払いします。

(1)被保険者が業務として遂行するコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理、コンピュータシステム上のプログラムもしくはデータの提供または日本国内におけるソフトウェア開発等のＩＴ業務による次のもの
① 他人の事業の休止または阻害
② 磁気的または光学的に記録された他人のデータまたはコンピュータ・プログラムの消失または破損
③ ①②以外の不測の事由による他人の損失の発生
(2)日本国内における被保険者の施設の所有、使用、管理または業務の遂行に起因する次のもの
① 個人情報または法人情報の漏えい
② ①のおそれ
(3)日本国内における被保険者の業務に起因して生じた他人の身体の障害または財物の損壊等のうち、サイバー攻撃に起因するもの

保険金をお支払いしない主な場合

（統合賠償責任保険共通）
次の事由に起因する損害または次の賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、①の規定は被保険者ごとに個別に適用します。
① 保険契約者または被保険者の故意
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
③ 地震、噴火、津波、洪水または高潮
④ 原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用（法令に則った医学的または産業的な利用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂については除きます。）
⑤ ②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥ 石綿または石綿の代替物質による発がん性その他の有害な特性
⑦ 汚染物質の排出等（不測かつ急激で、突発的に発生し、発生からその日を含めて７日以内に発見された等の条件を充足するものを除きます。）
⑧ 専門業務（医療行為または美容整形、医薬品の調剤・投与・販売、はり、きゅう、あん摩、マッサージ、指圧または柔道整復、カイロプラクティック、整体、エステティック等の身体の美容、弁護士業務など）
⑨ スキューバダイビング、パラセーリング、水上スキー、ウェイクボード、パラグライダー、ハンググライダー、スカイダイビング、フリースタイルスキー、ラフティング、バンジージャンプまたは山岳登はんの運営、指導、監督または引率
⑩ 自動車または原動機付自転車による競技または競争を目的としたイベントの主催
⑪ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
⑫ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
⑬ 被保険者の使用人の業務従事中の身体の障害に起因する賠償責任（被保険者ごとに個別に適用します。建設事業の場合は、発注者とその他の被保険者との間に限り個別に適用します。）
⑭ 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故

など

（注１）サイバー・情報漏えい事故の発生に伴いお支払いする損害賠償金および費用は損害賠償請求ベース(注2)が適用されます。サイバー・情報漏えい事故を引き起こすおそれの段階における費用は、保険期間中にセキュリティトラブルが発見された場合に補償対象とします（発見ベース）。
（注２）日本国内において事故が発生した場合、事故に起因する損害賠償請求が保険期間中に行われた場合のみ補償の対象とする特則です。同一の原因または事由に対する複数の被害者からの一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。

サイバー・情報漏えい事故補償特約

主な補償内容／保険金をお支払いする主な場合（損害賠償請求ベース）(注1)

〈支払限度額〉
左記(1)～(3)に起因する損害賠償責任の合計で1回の事故および保険期間中につき、5,000万円、1億円、3億円のいずれか(注3)(注4)。
ただし、クレジットカード番号や口座番号または暗証番号等の情報漏えいによって、それらの番号が使用されたことによる損害は、1,000万円。
(注3) お選びいただくサイバー・情報漏えい事故支払限度額特約（5000万円型）、サイバー・情報漏えい事故支払限度額特約（1億円型）またはサイバー情報漏えい事故支払限度額特約（3億円型）のいずれかの特約に規定する額となります。
(注4) 左記「お支払いする保険金の種類と概要」のうち、①法律上の損害賠償金および⑤セキュリティトラブル対応費用・訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対してお支払いする保険金の合計額は、上記の〈支払限度額〉を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

（サイバー情報漏えい事故補償特約）
次の場合または事由に起因する損害。ただし、①および②の規定については、被保険者ごとに個別に適用します。
①被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
②次の行為
ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為
イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら行われた行為
③履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因によるものを除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 急激かつ不測の事由による記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
④他人の身体の障害または財物の損壊等。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
⑤株価の変動
⑥株主代表訴訟または住民訴訟に起因する損害賠償責任
⑦電子マネーまたは仮想通貨の損壊等（有体物の損壊等を伴わずに発生するものをいいます。）
⑧業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、左記(3)に該当する事故についてはこの規定を適用しません。
⑨コンピュータシステムを構成する機器・設備、ソフトウェアまたはプログラムの耐用年数を超えた使用
⑩特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因するものを除きます。
ア. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムにおいて提供される電子データ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによって生じた著作権の侵害
イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害　など

❗ 業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用（提供する財物や役務の価格を含みます。）に対しては、被保険者が支出したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

サイバー・情報漏えい事故補償特約

事故または損害の種類	お支払いする費用（❗セキュリティトラブルを発見した時からその翌日以降180日が経過するまでに生じたものに限ります。）	支払限度額
1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中▼1億円または上記の支払限度額で選択した支払限度額のいずれか低い額		
	①新聞・テレビ・雑誌等のマスメディアを通じて説明または謝罪を行う費用	
	②記名被保険者が他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用	
	③通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、⑫に規定するものを除きます。	
	④記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用	
	⑤記名被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費	
	⑥被害者に対し謝罪のために支出する見舞金、金券または見舞品の購入費用。ただし、左記(2)に該当する事故については、公表等の措置により、その事実が客観的に明らかになった場合に限ります。	①被害者が個人の場合：1名につき1,000円 ②被害者が法人の場合：1法人につき10万円 ①②合計で1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中▶3,000万円
1 左記(1)～(3)に該当する事故（サイバー・情報漏えい事故） 2 左記(1)(2)に該当する事故を引き起こすおそれのあるサイバー攻撃が発見された場合 3 クレジットカードの番号・有効期限・暗証番号・セキュリティコードが所有者以外の者に知られた場合	⑦次の費用 ア. 原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用 ウ. 弁護士報酬（雇用契約の対価、定期的な顧問料等を除きます。） エ. 対策または再発防止策に関するコンサルティング費用 オ. インターネット上での投稿による風評被害トラブルの拡大を防止するための費用（ウ.エを除きます。） カ. コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用	
	⑧消失または改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ、ソフトウェア、プログラムまたはウェブサイトの復元、修復、再製作または再取得にかかる費用	1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中▶1,000万円
	⑨記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷が発生した場合に要した次の費用 ア. サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用 イ. 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用および撤去費用	
	⑩再発を防止するために支出するコンピュータシステムのセキュリティ強化費用（再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含みます。）	1回のセキュリティトラブルかつ保険期間中▶1,000万円（90%の縮小支払）
	⑪記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、公的調査に対応するために支出した弁護士報酬、通信費、役員または使用人の交通費または宿泊費、コンサルティング費用	
	⑫個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用	
	⑬サイバー・情報漏えい事故が他人の身体の障害または財物の損壊等である場合に、被保険者が支払う見舞金もしくは香典または見舞品の購入費用	①身体の障害の場合▶被害者1名につき10万円 ②財物の損壊等の場合▶1回の事故につき10万円
4 サイバー攻撃のおそれが発見された場合	調査の結果、サイバー攻撃が生じていた場合 ▶サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用（コンピュータシステムの遮断対応費用を含みます。）。	
	調査の結果、サイバー攻撃が生じていなかった場合 ▶サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用（コンピュータシステムの遮断対応費用を含みます。）。ただし、外部(※)通報によりサイバー攻撃のおそれが発見された場合に限ります。 （※）コンピュータシステムのセキュリティ運用会社や公的機関をいいます。	

保険料のお支払方法

以下のお支払方法をご用意しています（ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。）。

口座振替	クレジットカード払	コンビニ払（後払方式）	請求書払
一時払　分割払(注)	一時払　分割払(注)	一時払	一時払
お客さまご指定の口座からの引き落とし	2次元コードを読み取り、携帯端末でお手続き	コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で「払込票」によるお支払い	「請求書」による当社指定口座へのお振込み
		※保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。	

上記以外に現金払（一時払・分割払(注)）によるお支払いも可能です。

（注）分割払は12回払のみとなります。また、分割払による保険料の割増はありません。

示談交渉（賠償事故の解決に関する特約）

事故の際の相手方との交渉は、日新火災が行います。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話合いでの解決が困難な場合等、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。

ご注意

◆記名被保険者の年間売上高・事業収入等が3億円以下のご契約に限ります。
◆サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害または財物の損壊等を伴う事故に限ります。
◆下記のいずれかに該当する場合は、この特約の対象外となります。
- 被保険者が法律上の損害賠償責任を負わない事故である場合
- 1回の事故につき被保険者が負担する損害賠償責任の額が、支払限度額を明らか に超える場合または免責金額を下回る場合
- 損害賠償請求権者が当社との交渉に同意されない場合
- 損害賠償請求権者またはその代理人が日本国外に所在している場合　など

保険約款はインターネットで

保険約款はインターネットでご提供します。　詳しくは当社ホームページ▶ **https://www.net-yakkan.com/**

※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の証券をお届けします。

賠償責任保険の保険金のお支払いについて

事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求者（被害者またはその遺族）は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行使することができます。

用語の説明

記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
コンピュータシステム	コンピュータ等の情報処理機器およびこれらと通信を行う機器等が回線を通じて接続されたものをいいます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへの不正アクセス、破壊行為、マルウェア等のインストールまたはデータの改ざん等の不正な行為または犯罪行為をいいます。
支払限度額	保険金が支払われる事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額をいいます。
損壊	滅失、破損または汚損することをいいます。
損壊等	損壊、紛失、盗取または詐取をいいます。

※このパンフレットはビジサポ（統合賠償責任保険）のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。
※取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
※保険料をお支払の際は、当社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください（お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。）。
※ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが当社にご照会ください。
※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。
※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会いただくかご契約のしおりをご参照ください。
※当社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡　日新火災事故受付センター
0120-232-233　24時間・365日

保険のご相談　日新火災 テレフォンサービスセンター
0120-718-268　9:00～18:00（平日）9:00～17:00（土日祝）

各種お問合せ先
https://www.nisshinfire.co.jp/contact

代理店・営業担当
●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。

RQ768-2　2026.7（改）5,000M